

# 逋信省秘書課「部外者功績事項調書」

— 戦時統制史料の紹介 —

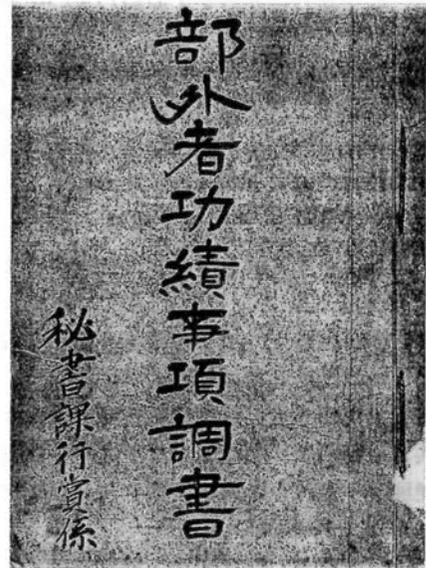
商経学部教授 武知京三

## I

近代経済史研究にとっても官庁文書の持つ重要性は改めて指摘するまでもあるまい。ここで紹介しようとするのは、偶然手に入れることができた簿冊（逋信省秘書課行賞係「部外者功績事項調書」）の一部である。官秘乙第135号（昭和17年5月28日立案・昭和17年5月20日達済）によると、この調書は、電気庁上申により「支那事变関係功績事項」として作成されるに至ったことがわかる。電気会社の範囲は、日本発送電株式会社外67社に限定処理（資本金1,000万円以上）されることになり、(1)電力ノ供給確保（全期間）、(2)北中支方面電気事業ノ復旧整備ニ対スル協力（自13・8・25至15・4・28）、(3)応召遺家族ニ対スル電気料金ノ減免（全期間）に分けて述べられている。未だ通知未済の社団法人電気協会の功績事項は、(1)事变ニ伴フ電気用物資ノ配給統制（自13・6・29至15・4・28）、(2)電気関係陸軍技術要員ノ派遣斡旋に分けて整理されている。

1937年（昭和12）7月の日中戦争勃発以降、わが国は戦時統制期に入り、同年9月には軍需工業動員法をこの「事变」にも適用すること、ならびに輸出入品等臨時措置法（戦時における貿易・物資統制の基本法）、臨時資金調整法（戦時金融統制の基本法）の戦時統制3法が同時に公布された。翌年4月には国家総動員法が公布され、以後同法の下で各種の勅令が出されることになる。国家総動員法公布により軍需工業動員法は廃止された。同じく4月には電力管理法、日本発送電株式

会社法が公布され、電力国家管理を実現させた。1940年（昭和15）12月には、閣議で経済新体制確立要綱案を決定・発表されるに至り、同要綱を画期として企業整備は実施期に入ったとみられる。そして、戦時経済の深まった1943年（昭和18）6月には、閣議で戦力増強企業整備要綱の決定をみるわけで、戦時統制も最終段階を迎えるのであった。11月には軍需会社体制となる。



このような推移に思いをはせた場合、いわゆる15年戦争期における戦時統制のあり方をみていくことは少なからぬ意義があろう。とくに、この間各企業は如何に戦時体制に組み込まれていったか。そして、企業側の具体的な対応はどうであったかなどの分析は1つの有力なテーマとなろう。ただ戦時企業統制の

諸段階は必ずしも一様ではなく、業種によって多少異なるように思われる。したがって、戦時経済の実態解明にあたっては、まずは実証レベルの積み重ねが重要だと思われる。議論の前提として何よりもデータ集積に努めねばならない。以下の史料は、戦時統制第1段階における電力面の状況を如実に物語っているであろう。

## II

### 〈史料1〉日本発送電株式会社外六十七社 一、電力ノ供給確保（全期間）

電気ハ個人ノ日常生活ノミナラズ、広ク社会ノ凡ユル部門ニ利用セラレ、其ノ活動ノ基本力トシテ、須臾モ不可欠ナル人類生活ノ内容ト化シツツアルガ、殊ニ工業動力ハ殆ド電化セラレテ汽力ノ使用ヲ見ルコト難ク、就中電気化学工業即チ電解工業乃至電気爐工業ニ在リテハ、専ラ電気ニ依存シテ其ノ機能ヲ完ウシ得ルモノナルヲ以テ、電気ハ最早動力ニ非ズシテ原料乃至ハ生命ナリト称スベシ。

如斯電気ノ社会ニ与フル恩恵ハ平時ニ於テモ、猶如何ニ広大無辺ナルカハ克ク推測シ能ハザル処ニシテ、特ニ戦時ニ於テハ勝負ノ岐路ガ、懸リテ当時国ノ生産能力ノ如何ニアルヲ思ヘバ、生産ノ原動力タル電力ハ、真ニ一國ノ盛衰ヲ荷フ最モ重要ナル軍需品ナリト断ズルモ敢テ過言ニ非ザルベク、即チ戦時下ニ於ケル電気事業ハ一般産業、特ニ国防産業ニ原動力ヲ供給シテ、当時其ノ能率ヲ最高度ニ發揮維持セシムルト共ニ、隨時其ノ要請ニ応ジテ之ヲ一層助長發展セシムベキ、基礎産業タルノ職能ヲ有スルモノナリ。

而テ電気事業ハ他ノ産業ト異ナリ貯蔵性ヲ有セザル為、常ニ瞬時ニ於ケル最大ノ需要ニ応ジ得ベキ発電設備ヲ施設シ置クヲ要シ、即チ需要ノ多寡ガ一定セザル場合ニ於テモ、猶常ニ最高限ノ需要ニ応ジ得ベキ巨大ナル資本ヲ、発・送・変・配電設備トシテ固定シ置クヲ要スルモノナルガ、不確定ナル需要量ヲ予想シテ、巨大ナル遊休設備

ヲ施設シ置クコトハ、経営上事業者ノ克ク堪エ得ル所ニ非ザルハ勿論ナリ。

然ルニ事变勃発以来国防産業ノ急激且全面的勃興ニ伴ヒ、電気ノ需要ハ遽カニ従前ニ幾倍スル増嵩ヲ来シタル処、之ニ対スル供給ハ事变処理ノ遂行上絶対的ニ確保セラルベキモノナルヲ以テ、政府ハ電力国家管理法ヲ施行シテ、発電及送電ノ国家管理ヲ実施スルト共ニ、更ニ電力調整令ヲ施行シテ、電力ノ需給調整ヲ図ルコトトセリ。即チ国家総動員目的ノ為メ所要電力ノ供給確保ヲ図ル為、所謂不急不要ノ消費ハ之ヲ抑制シ、真ニ事变処理ノ遂行上不可欠ナル軍需及計画産業等ニ対シテハ、優先的ニ之ガ供給ヲ確保シ、又既存ノ電力設備ニ対シテハ其ノ全能力ヲ發揮セシムル為ニ、凡ユル有効適切ナル措置ヲ講ズルト共ニ、猶足ラザル場合ニ於テハ電力ノ拡充ヲ実施スルコトトシ、茲ニ電力ノ総動員体制ノ確立ヲミルニ至レリ。

而テ表記各社ハ何レモ右ノ如キ政府並時局ノ要請ニ即応シテ、所要電力ノ供給確保ヲ図ルベク鋭意電源ノ拡充ニ努メタルガ、此ノ間拡充ニ要スル資本及資材難ニ加ヘテ、稀有ノ渇水・石炭不足・炭質劣化並人的設備ノ補充難等、幾多ノ困難ニ遭遇シタルニモ不拘、克ク之ヲ超克シテ直接兵器弾薬ノ製造ニハ勿論、其ノ原料タルアルミニウム・マグネシウム・マンガン・モリブデン等ノ製造工業タル所謂電気化学工業及其ノ他各種軍需工業ヲ始メ、灌漑・排水・脱穀・肥料製造等ノ各種農事施設、鉱山・通信機関・運輸機関及其ノ他凡百ノ社会施設ニ対シ、遍ク活動ノ源泉タル電力ヲ供給シテ、其ノ活動ヲ維持助長セシメ来リタルガ、如斯電力ハ実ニ軍需ノ充足・生産力ノ拡充又ハ戦時食糧等ノ我国戦時経済総力ヲ確保スベキ重要資材ノ最タルモノト謂フベク、従テスル重要資材ノ供給確保テフ他ニ比肩スルモノナキ重大使命ヲ担ヒテ、嘗々其ノ完遂ニ努メ来リタル電気事業者ノ事变処理ノ遂行ニ貢献シタル功績ハ極メテ大ナ

ルモノアリ。

### 1. 電源ノ拡充

事変ニ伴フ軍用・其ノ他軍需産業ノ飛躍的勃興ニ因リ、電力需要ハ急激ナル増高ヲ来シタルニ不拘、其ノ後事態ハ物資統制強化ノ要請ニ即応シテ、愈々強化セラレタル物資動員計画ト相俟テ、石炭調達ニ多大ノ困難ヲ来シ、為ニ火力発電ハ一時停滞ヲ余儀ナクセラレタルノミナラズ、昭和十三年冬季以来ノ全国的異常渇水ニ因ル発電量ノ急激ナル減退ハ、必然的ニ未曾有ノ電力飢饉ヲ招来シ、既定設備ノ計画等ヲ以テシテハ、到底之ガ需要ヲ充足シ得ザルノ情勢ニ立至リタルヲ以テ、電気事業者ハ既定設備・計画ヲ拡張又ハ繰上施工ヲ行ヒ、或ハ新規ニ発電地点ヲ選定開発シテ、極力水力ノ利用増進ヲ図ルト共ニ、之等拡充用各種資材・労力又ハ石炭ノ確保ニ努メテ諸工事ノ促進ヲ図ル等、凡ユル措置ヲ講ジテ電源ノ拡充ニ全力ヲ傾注スル一面、之等拡充電源ノ重点主義ニ依ル配電ノ円滑ヲ期スル為、供給用送・変・配電ノ諸設備ヲ拡張整備シ、以テ関係方面ノ円滑ナル活動ニ萬遺憾ナカラシメタリ。

### 2. 軍用其ノ他重要産業ヘノ電力供給

電源拡充ニ付テハ其ノ特質上之ガ完成ニ多大ノ日子ヲ要スル關係上、事変勃発ト同時ニ急激ニ増加セル總テノ電力需要ニ対シ、即時ニ充分ナル供給ヲ保シ能ハザルハ自明ノ理ト謂フベク、更ニ各種資材ニ付テモ物動計画ニ則シテ之ガ不急不要ノ用途ニ充テラルルコトハ、極力規正スベク要請セラルル所ナルヲ以テ、電力ニ付テモ勢ヒ限ラレタル供給電源ノ範囲内ニ於テ、其ノ供給責任ヲ果サザルヲ得ザルハ当然ニシテ、此ノ場合不急不要ノ用途ニ供セラルベキ電力需要ヘノ供給ヲ禁止又ハ制限シテ、軍用及其ノ他直接事変遂行ニ必要ナル軍需産業等ヘノ優先的供給ヲ確保スベキハ、基礎動力源供給担当者トシテノ当然ノ責務ナリ。

仍テ電気事業者ハ斯ル要請ニ応ジ、電気料金又ハ電力負荷率等ニ於テハ、却テ不利ヲ招クノ結果トナリタルモ、之等経営上ノ損失ハ全然顧慮スルコトナク、専ラ事変遂行ニ必須トスル方面ヘノ供給確保ニ邁進シツツアル次第ナリ。

### 二、北・中支方面ノ電気事業ノ復旧整備ニ対スル協力 自一三、八、二五

至一五、四、二八

事変ノ進展ニ伴ヒ北支及中支方面ノ占拠地域ニ於ケル治安恢復、資源開発及生産施設ノ復旧整備ハ焦眉ノ急務トナレル処、凡ユル社会活動ノ基本カトモ称スベキ電気ヲ供給スベキ基礎産業タル電気事業ハ、他ノ産業經濟施設ニ先行シテ最モ急速ニ復旧整備セラルルノ要アルニ鑑ミ、軍ヨリ之ガ応急復旧工事ニ従事スベキ電気技術者ノ急速派遣方ヲ要請シ来リタルヲ以テ、当時各社ハ内地需要ノ増高ニ対スル電源又ハ各種施設ノ拡充整備ニ着手シツツアリテ技術者払底ノ折柄ニモ不拘、率先最優秀者ヲ選抜派遣シテ其ノ要請ニ応ヘ、又政府ノ内地遊休火力発電設備ノ現地移設計画ニ呼応シテ、火力発電所四ヶ所ノ移設ニ勤ナカラザル協力ヲ為シタル外、東亜電力興業・北支那開發及中支那振興等諸会社ノ設立ニ当リテハ、多額ノ資金援助ヲナスト共ニ、更ニ其ノ経営ニモ參画シテ其ノ円満ナル育成發展ニ協力スル等、北・中支方面ニ於ケル電気事業ノ復旧整備ニ貢献シタル功績ハ没スベカラザルモノアリ。

### 三、応召遺家族ニ対スル電気料金ノ減免（全期間）

今次事変ニ因リ一家ノ支柱ヲ戦線ニ送りタル為、生計困難ニ陥リタル遺家族ハ全国ニ亘リテ相当多数ニ上リツツアル処、之等ノ者ノ中救護法・母子保護法・軍事扶助等ニ依リ救護ヲ受クルモノニ対シテハ、所定ノ手續ニ依リ電気料金ノ減免ヲ行ヒタル外、或ハ昼夜線ノ延長工事ヲ実施シテラジオ聴取ノ便ヲ興ヘ、更ニ受信機購入希望者アル場合ハ、割引ヲナシテ入手ヲ容易ナラシム等、銃後後援ニモ積極的ニ協力シツツアリ。

事 変 功 績 会 社 ・ 覧 表

会 社 名	兼業ノ有無 軌道巨長(杆)	電源拡充	軍需産業へ供給	応召遺家族へ 電燈料減免	中北支国策会社 へノ投資(株式)	備 考
		KW	KW	戸	円	
日本発送電		57,310	<11> 787,623.0	1,314	<5> 1,839,000	
東京電燈	鉄	126,200	<113> 1,509,726.5	11,673	<4> 5,629,000	
東邦電力	36.8	149,630	<25> 998,635.7	13,150	<1> 5,334,000	
日本電力		21,000	<48> 950,477.0	837	<2> 1,919,000	
宇治川電気		22,140	<29> 693,613.0	1,509	1,924,000	
大同電力		77,600		1,641	430,000	14.6 日発：合併
九州電力		4,600	<8> 176,807.9	2,598	<1> 1,840,000	日発=日本発送電の略称
大日本電力		14,990	<3> 36,761.0	3,162	<1> 1,840,000	
東信電気		51,100	<1> 239,881.4	24	<2> 1,670,000	
広島電気	鉄	22,500	<9> 187,100.0	12,500	<2> 1,840,000	
阪神電鉄	73.9	8,100	<6> 74,207.5	1,626	175,000	
矢作水力	鉄	27,000	<2> 187,152.0	—	1,840,000	
京阪電鉄	137.0	—	<4> 39,843.0	1,671	85,000	
京都電燈	鉄	18.5	<1> 113,315.0	11,743	<2> 440,000	
九州電気		2,500	<1> 93,518.0	5,216	1,670,000	
南海鉄道	鉄	149.7	<7> 67,167.5	2,658	85,000	
大阪電軌	鉄	128.7	— 17,796.0	648	<1> 40,000	
中国合同電気		29,000	<3> 107,403.8	5,067	1,665,000	
阪神急行電鉄	鉄	78.0	<3> 56,234.0	714	175,000	
日本海電気		27,270	<4> 162,838.8	1,331	920,000	
鬼怒川水力電気		—	73,832.0	—	175,000	
伊予鉄道電気	鉄	18.5	— 73,199.8	10,519	<1> 1,070,000	
京成電軌	鉄	83.0	— 17,145.0	1,103	40,000	
昭和電力		1,680	—	—	95,000	
山陽中央水電		—	<3> 137,937.0	1,226	<2> 920,000	
新潟電力		17,300	<3> 67,982.3	—	<1> 1,670,000	
長野電気		—	<2> 72,596.2	1,930	715,000	
北海水力		9,000	— 26,113.8	332	95,000	
東北振興電力		83,640	<3> 25,150.0	—	—	
九州火力		29,000	<3> 90,000.0	—	—	
九州送電		60,000	— 61,035.0	—	95,000	
関東水力		20,000	<1> 72,531.0	—	95,000	
東京横浜電鉄	鉄	34.6	— 361.7	1,142	60,000	
帝国電力	鉄	15.6	— 12,050.0	996	95,000	
富士電力		16,000	<5> 70,618.0	54	85,000	

会 社 名	兼業ノ有無並 軌道巨長(杆)	電源拡充	軍需産業へ供給	応召遺家族へ 電 燈 料 減 免	中北支国策会社 へノ投資 (株式)	備 考
		KW	KW	戸	円	
王 子 電 軌	鉄 16.5	—	<5> 37,402.1	2,561	75,000	
京 浜 電 力		2,610	85,178.0	—	95,000	
四国水力電気	鉄 16.7	—	31,740.0	2,930	95,000	
揖斐川電気工業	カーボン カーバイド	8,970	<2> 42,510.5	—	95,000	
中 央 電 気		—	<3> 58,264.8	4,675	715,000	
四国中央電力		20,200	<3> 61,072.8	33	95,000	
出 雲 電 気		13,770	<1> 19,662.5	51	95,000	
日 本 水 電	鉄	—	29,922.6	1,830	—	
伊 那 電 鉄	鉄 79.8	—	<7> 4,596.0	1,831	—	
京 王 電 軌	鉄 50.1	—	<1> 20,340.1	1,028	—	
黒 部 川 電 力		—	<1> 80,026.8	—	—	
信 州 電 気		—	<1> 45,837.0	2,653	—	
大 井 川 電 力		—	62,200.0	—	20,000	
西部共同火力		53,000	—	—	—	14.4.1 日発=合併
中部共同火力		53,000	—	—	—	14.10.31 日発=合併
上 毛 電 力		19,580	<1> 35,452.0	—	55,000	
室 蘭 電 燈		—	7,293.0	200	—	
庄 川 水 電		—	<1> 72,000.0	—	95,000	
福 島 電 燈		—	<1> 25,000.2	5,936	40,000	
奥 羽 電 燈		3,150	<1> 30,746.4	3,074	<1> 19,500	
関西共同火力		135,000	—	—	—	14.4.1 日発=合併
日 立 電 力		10,000	<2> 40,902.0	—	95,000	
群 馬 水 電		24,000	<1> 47,000.0	—	30,000	
山 形 電 気		—	<1> 26,840.0	9,242	—	
北 越 水 電	鉄	—	<1> 21,427.3	1,741	—	
土 佐 電 気	鉄 26.1	—	<1> 2,865.1	1,943	45,000	
高 岡 電 燈	鉄	—	<1> 39,988.8	6,441	95,000	
九州電気軌道	鉄 40.1	—	93,518.0	—	85,000	
関 西 電 力		—	46,900.0	—	95,000	
愛 岐 水 力		17,000	—	—	—	
渡 川 水 力		10,700	15,000.0	—	—	
甲 府 電 力		—	<1> 5,502.5	950	95,000	
中 央 電 力		7,335	14,542.0	448	—	

参 考

- 一 電源拡充欄ノ数字ハ昭和十二年七月七日ヨリ十五年四月二十八日迄ノ期間ニ於テ工事竣工セルモノノ KW 数ヲ示スモノトス
- 二 赤字 (本表では < > で明示) ハ五〇〇 KW 以上供給ノ軍需工場数ヲ示スモノトス
- 三 中北支へノ投資欄ハ東亜電力工業ヲ通ジテノ投資額ト北支開発並中支那振興ヲ通ジテノ投資額トノ合計ヲ示スモノトス

## 〈史料2〉 社団法人 電気協会

### 一、事変二件ヲ電気事業用物資ノ配給統制

自一三、六、二九

至一五、四、二八

電気協会ハ電気事業者及其ノ他電気関係者ヲ会員トシ、古クヨリ最有力ナル電気事業進歩発達ノ推進機関トシテ、電気事業ニ関スル各種調査・資料蒐集・出版物ノ刊行・電気計器ノ検定ニ関スル試験ノ実施・電気機器ノ規格統一ニ対スル協力・電気知識ノ普及及電気利用ノ奨励等ヲナシ、我国電気事業ノ進歩発達ニ至大ナル寄与貢献ヲナシ来リタルガ、事変以来電力設備・電気用材料・電気機器及用品ハ、総テ直接戦争遂行上必須不可欠ナル所謂軍需物資ヲ以テ構成セラルル関係上、自然民需ニ対スル供給ハ抑圧セラレ、而モ愈々其ノ度ヲ強化セラレルニ及ビ、一般電気事業者ノ困難ハ一方ナラザルモノアリタルヲ以テ、同協会ハ電気事業者ノ代表機関タルノ職責ニ鑑ミ、積極的ニ需給者間ニ仲介シテ鋭意其ノ調整ニ努メツツアリタルガ、昭和十三年六月電力部門ニ於ケル鉄鋼配給統制団体ニ、翌十四年十二月ニハカーバイド配給統制団体ニ指定セラレタルヲ以テ、同協会ハ負託ノ使命完遂ニ遺憾ナキヲ期スル為、其ノ機構ヲ一層整備拡充シテ営々配給調整ニ努メ、以テ我国電気事業ノ円滑ナル運行ニ寄与スルト共ニ、全産業ノ基礎的原動力タル電力及国民生活上不可離ノ電気用品ノ供給確保ニ貢献シツツアル功績ハ洵ニ大ナルモノアリ。

#### 1. 鉄鋼

昭和十三年六月二十日鉄鋼配給規則ガ公布セラレ、鉄鋼ノ配給ハ総テ切符制ニ據ルコトトナルヤ、同協会ハ同規則第二條ニ基ク統制団体トシテ商工大臣ノ指定ヲ受ケ（一三、六、二九商工省告示一六八）電力部門ニ於ケル圧延鋼材・銑鑄鉄管等ニ付、割当證明書ノ発行事務ヲ掌理スルコトトナリタルヲ以テ、協会内ニ鉄鋼配給委員会ヲ設置シ電気庁ノ指導ヲ得テ基本の方針又ハ対策ヲ議セシムル

ト共ニ、新ニ配給課ヲ増置シテ諸般ノ調査・交渉及證明書発行等ノ實際事務ニ当ラシムルコトトシ、爾来鋭意関係事務ノ適正円滑ニ努メ来リタリ。

#### 2. カーバイド及セメント

昭和十四年十二月十八日カーバイド配給統制規則施行セラルルト共ニ、鉄鋼ト同様直ニ商工大臣ヨリ同規則第七條ニ基ク統制団体ノ指定ヲ受ケタルヲ以テ（一四、一二、一八商工省告示三五七）爾来鉄鋼ト併セ割当證明書ノ発行其ノ他之ニ関連スル諸般ノ事務ヲ掌理シ来レリ。更ニ翌十五年三月セメント配給統制規則施行セラルルヤ、電気庁ノセメント配給統制方針ニ従ヒ必要ナル諸調査、セメント共販会社トノ連絡交渉ニ当ル等、事実上ノ配給調整機関トシテ懸命ノ努力ヲ致シツツアリ。

#### 3. 其ノ他

同協会ハ前記ノ資材ノミナラズ、ガソリン・地下足袋・石綿及亜鉛等ノ電力部門ニ於ケル所要資材一般ニ関シテモ、広ク資料ノ蒐集・統計ノ作製・生産団体トノ交渉連絡等ニ当リ、電気事業者ノ代表機関トシテ関係物資ノ確保及配給ノ円滑化ニ勤カラザル寄与貢献ヲナシツツアリ。

### 二、電気関係陸軍技術要員ノ派遣斡旋

事変ノ長期化ニ件ヒ有効ナル作戦ノ遂行ニ資スルト同時ニ、現地ニ於ケル生産施設ノ復旧整備ヲ図ル為、占拠地域内ノ発電設備ヲ復旧スルト共ニ、内地ニ於ケル遊休火力発電設備ヲ移説スルコトトナリ、十三年八月二十五日陸軍ヨリ同協会ニ対シ、右ニ要スル技術要員ノ派遣斡旋方ヲ要請シ来リタルガ、時局下技術員払底ノ折柄非常ナル困難アリタルモ、右要請ノ緊急且重要事ナルニ鑑ミ、同協会ハ電気庁トモ連絡ヲトリテ、東京電燈株式会社外一五社ヨリ夫々優秀ナル技術員二八名ノ割愛ヲ得、之ヲ北支及中支方面ニ派遣シテ、軍ノ建設工作ニ協力セシメタリ。

而テ派遣後モ其ノ身分措置・帰還ニ伴フ

措置等軍トノ連絡ニ遺憾ナキヲ期セリ。

### 参 考

第二号ハ当時一回丈ノ派遣幹旋ニシテ殊ニ短期間ニ於ケル仲介行為ト認メラルルヲ以テ、特ニ第一号ノ附加項目程度ニ止メ、関与期間ニ附セザルコトト致度

### Ⅲ

「部外者功績事項調書」は、このほか近海汽船同盟会、東京地方通信局管内、国際電気通信株式会社、日本電気株式会社、東京電気株式会社、住友電気工業株式会社、藤倉電線株式会社、古河電気工業株式会社、帝国海事協会、大同海運株式会社、日本郵船株式会社外3社、日本海事検定協会、造船联合会、海事協同会、電気通信協会、日本海底電線株式会社、黒澤商店（黒澤貞次郎）、海運統制委員会（元海軍自治統制委員会）、日本海員掖済会、三菱重工業株式会社外13社、日本電信電話工事株式会社、同盟通信社、電気通信工学校、富士通信機製造株式会社、日本放送協会、裕豊紡績株式会社、電信協会、大日本航空株式会社、民間飛行学校（名古屋飛行学校、堺水上飛行学校）、帝国飛行協会などについても、「事変」関係の功績について述べている。これらの詳細な状況紹介は別の機会に譲らざるを得ないが、戦時統制期の諸特徴を余すところなく伝えている。本史料紹介の域を超えるが、戦時統制の諸段階をへて、戦前・戦時の「遺産」が戦後どう受け継がれたかは究明すべき重要なテーマであろう。

